

名古屋市金城ふ頭駐車場（仮称）整備事業

入札説明書

平成 26 年 4 月 28 日

名 古 屋 市

公益財団法人名古屋まちづくり公社

目 次

第 1 入札説明書の位置づけ	1
第 2 本事業の概要	1
1. 事業名称	1
2. 施設の管理者	1
3. 事業目的	1
4. 事業方式	2
5. 事業用地	2
6. 事業期間等	3
7. 事業範囲	3
8. 本事業に関連して市及び公社が実施する業務	4
9. 遵守すべき法令等	5
第 3 応募に関する事項等	5
1. 応募者の参加資格要件等	5
2. 応募者の参加資格の喪失等	7
3. 応募に係る留意事項等	8
4. 入札予定価格	9
5. 維持管理及び運営に係る費用の提案	10
第 4 事業者の選定	10
1. 事業者の選定方法	10
2. 事業者の選定のスケジュール	10
3. 入札手続き等	11
第 5 落札者の決定等に関する事項	15
1. 審査の基本的な考え方	15
2. 提案評価委員会	16
3. 審査方法	16
4. 提案内容に関するヒアリング（プレゼンテーション）の実施	17
5. 落札者の決定	17
6. 入札結果の通知及び公表	17
7. 落札者決定後の資格喪失等	17
第 6 契約に関する事項	18
1. 基本協定の締結	18
2. 設計施工請負契約の締結	18
3. 管理運営協定の締結	18

4. 事業契約を締結しない場合の対応	19
5. 事業契約の変更等	19
6. 契約保証金の納付等	19
第7 事業実施に関する事項	22
1. 事業者の収入に関する事項	22
2. 保険の加入	22
3. 市及び公社と事業者の責任分担に関する考え方	23
4. 事業契約上の地位等の取扱い	23
5. 土地、本施設の使用等	23
6. 誠実な業務遂行義務	24
7. エリアマネジメントへの協力	24
8. 資格取得者の配置	24
9. モニタリング	24
10. 法制上及び税制上の措置並びに財政上及び金融上の支援等に関する事項	24
11. その他の支援に関する事項	24
12. その他事業の実施に際して必要な事項	24
第8 提出書類	25
第9 その他	25
1. 情報の提供	25
2. 事業契約に違反した場合の取り扱い	25
3. 事業者を決定しない場合	25
4. 担当窓口	25

- 別紙 1 設計及び建設に係る費用の額・支払・改定について
- 別紙 2 指定管理料の基本的な考え方
- 別紙 3 維持管理及び運営に係る費用の参考価格
- 別紙 4 落札者決定から施設完成までの契約及び設計施工費の支払いの流れ（予定）

- 資料 1 業務要求水準書
- 資料 2 基本協定書（案）
- 資料 3 設計施工請負契約書（案）
- 資料 4 管理運営協定書（案）
- 資料 5 落札者決定基準
- 資料 6 様式集

名古屋市金城ふ頭駐車場（仮称）整備事業 入札説明書では、以下のように用語を定義する。

本事業	名古屋市港区金城ふ頭地区における名古屋市金城ふ頭駐車場（仮称）整備事業をいう。
本施設	本事業で、事業者が設計及び建設並びに維持管理及び運営を行う施設及び設備の全てをいう。
事業者	本事業の実施に際して名古屋市（以下「市」という。）及び公益財団法人名古屋まちづくり公社（以下「公社」という。）と基本協定書等を締結し、事業を実施する者をいう。
応募企業	本事業に応募する単独の企業をいう。
応募グループ	本事業に応募する者で、複数の企業で構成されるグループをいう（協力会社を含まない。）。
構成員	応募グループを構成する企業をいう。
応募者	応募企業又は応募グループをいう。
応募各社	応募企業、応募グループの構成員のそれぞれの企業で、基本協定の当事者となり協定上の権利義務を引き受けるものをいう。
協力会社	応募者以外の企業で、基本協定の当事者とはならないが、事業開始後、応募各社から直接業務を受託し又は請け負うことを予定し、本事業の確実な施行のため応募各社に準じた主要な役割を担うものをいう。
参加資格確認基準日	応募各社の参加資格確認基準日は、参加表明書及び資格審査に必要な書類の提出期限の日をいう。
資格審査通過者	応募者のうち、資格審査を通過した者をいう。
入札参加者	資格審査通過者で、入札に参加した者をいう。
提案評価委員会	事業実施に必要となる事項及び事業提案書の審査について意見を聴取する目的で、市及び公社が開催する学識経験者等で構成する会議をいう。
落札者	事業契約の締結を予定する者として市及び公社が決定した者をいう。
実施方針等	「名古屋市金城ふ頭駐車場（仮称）整備事業 実施方針」の公表の際に市及び公社が公表した書類一式（公表された変更・修正・説明等を含む。）をいう。ただし、参考として公表した資料は除く。
入札説明書等	入札公告の際に市及び公社が公表した書類一式をいう。具体的には、入札説明書、業務要求水準書、落札者決定基準、基本協定書（案）、設計施工請負契約書（案）、管理運営協定書（案）、様式集等をいい、公社ホームページにおいて公表された変更・修正・説明・質問に対する回答等を含む。
事業契約	設計施工請負契約及び管理運営協定をいう。
事業提案書	入札参加者が入札説明書等に基づき作成し、期限内に提出される、本事業についての提案に関する書類及び図書をいう。
設計施工費	本施設の設計及び建設に関する業務の対価として、公社が事業者に支払う料金をいう。
指定管理料	本施設の維持管理及び運営に関する業務の対価として、市が事業者（指定管理者の指定を受けた者に限る。）に対して支払う料金をいう。
特許権等	特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利をいう。
市ホームページ	名古屋市金城ふ頭駐車場（仮称）整備に関する市のホームページをいう。アドレスは「第9 4(1)市の担当窓口」に示す。
公社ホームページ	名古屋市金城ふ頭駐車場（仮称）整備に関する公社のホームページをいう。アドレスは「第9 4(2)公社の担当窓口」に示す。

集約駐車場	金城ふ頭の各施設を目的に流入する自動車のために集約的に整備する駐車場であり、名古屋市金城ふ頭駐車場（仮称）をいう。
駐車場管制機器	本施設に来場する自動車を誘導し、利用者から駐車料金を徴収するなど、本施設の運営に必要な機器（本施設の躯体から容易に脱着可能な機器本体をいい、躯体と一体となった埋め込み部分や配線等の関連設備を除く。）をいう。 （例） ・カーゲート ・駐車券発行機 ・精算機 ・駐車場管理コンピュータ、など
モニタリング	事業者が実施する設計、建設、維持管理及び運営の実施状況についての市及び公社による監視をいう。

第1 入札説明書の位置づけ

この入札説明書（以下「本入札説明書」という。）は、市及び公社が「名古屋市金城ふ頭駐車場（仮称）整備事業」（以下「本事業」という。）を実施する事業者を募集及び選定するため総合評価一般競争入札を行うにあたり、入札参加希望者を対象に交付するものである。なお、この交付は、公社ホームページでの公表をもって代えることとする。

応募者は、本入札説明書の内容を踏まえ、応募に必要な書類を提出することとする。

下記の資料は、本入札説明書と一体のものである。入札説明書等と実施方針等に相違がある場合は、入札説明書等の規定が優先するものとし、入札説明書等に記載がない事項については、入札説明書等に関する質問等に対する回答によることとする。

<資料>

資料1 業務要求水準書

資料2 基本協定書（案）

資料3 設計施工請負契約書（案）

資料4 管理運営協定書（案）

資料5 落札者決定基準

資料6 様式集

第2 本事業の概要

1. 事業名称

名古屋市金城ふ頭駐車場（仮称）整備事業

2. 施設の管理者

名古屋市

3. 事業目的

金城ふ頭は、名古屋市域の最南端に位置する面積約 190ha のふ頭で、昭和 36 年の名古屋港港湾計画で埋め立てが計画され、昭和 46 年から平成 2 年にかけて順次竣工した。ふ頭中央部は、名古屋港港湾計画において交流厚生用地とされ、名古屋市国際展示場やリニア・鉄道館を始めとした交流施設が立地している。

市では、市の総合計画である「中期戦略ビジョン」（平成 22 年 11 月）、市が策定した「モノづくり文化交流拠点構想」（平成 20 年 3 月）及び「名古屋市都市計画マスタープラン」（平成 23 年 12 月）等の行政計画に基づき、金城ふ頭に広域交流拠点を形成し、国際展示場及びリニア・鉄道館に加え、平成 23 年 10 月に民間事業者から提案を受けたテーマパーク「レゴランド」といった広域交流施設の立地を促進し、これらを核とした商業・文化・娯楽・宿泊等の複合的な都市機能の集積を目指している。

金城ふ頭の開発にあたっては、日本の経済・産業と市民の暮らしを支える名古屋港の港湾物流機能を低下させないことが大前提であり、そのためには、開発に伴って増加する交通を安全かつ円滑に処理するための方策を講ずることが不可欠である。市は、現在でも国際展示場で大規模な催事があるときは自動車が発生集中する状況を踏まえ、交通処理計画を作成し、都市交通と物流交通の動

線を分離することとした。

本事業は、この交通処理計画実現のための一環として、開発区域に必要な集約駐車場を整備するものである。本施設には、開発区域に発生集中する自動車を収容できる十分な容量と、交通渋滞を抑制し得る効率的な処理能力を求める。本施設を、金城ふ頭地区全体の円滑な自動車交通に寄与する中核施設として機能させ、将来、公社が主体となって、交通処理を始めとする金城ふ頭全体の課題解決に向けて取り組むエリアマネジメントの拠点として活用することを予定している。

市及び公社は、本事業の実施において、民間の有するノウハウや技術的能力を活用し、本施設の設計、建設、維持管理及び運営の各業務を一体で提案を受けることにより、効果的で効率的な事業運営と財政支出の削減が図られ、本事業の目的が実現されることを期待する。

4. 事業方式

本事業の事業方式は、以下に述べる DB+O (Design Build & Operate) 方式とする。

公社が民間資金等を調達し事業者が当該資金等を設計施工費として提供を受け、市及び公社の示す要求水準に基づき施設を設計、建設する。本施設が整備された後、本施設の所有権は、一旦、事業者から公社に移転されるが、即時に未使用の状態で公社から市に移転される。

市は、施設設置条例等を制定した上で、事業者を指定管理者に指定する。事業者は、指定管理者として本施設の維持管理及び運営の業務を実施する。

契約形態について、落札者として選定された事業者は、市及び公社と基本協定を締結する。公社は、基本協定に基づき、落札者のうち設計及び建設業務を担う者（落札者が単独である場合は当該落札者。以下同じ。）と、本事業に係る設計施工請負契約を締結する。また、市は、同じく基本協定に基づき、落札者のうち指定管理者候補者として維持管理及び運営業務を担う者（落札者が単独である場合は当該落札者。以下同じ。）と、管理運営協定を締結する。

5. 事業用地

本事業を実施する用地の概要は、以下のとおりである。詳細については、要求水準書を参照のこと。

所在		名古屋市港区金城ふ頭二丁目 7 番 2
敷地所有者		名古屋市 ・敷地の所有権は、工事着手時まで名古屋市港管理組合から市に移転される予定。
敷地面積		30,521.17 m ²
地域地区等	用途地域	商業地域
	容積率	400%
	建ぺい率	80%
	高度地区	指定なし
	防火地域及び準防火地域	防火地域
	その他	・緑化地域 ・臨港地区 ・都市再生緊急整備地域（都市再生特別措置法（平成 14 年法律第 22 号）に基づき国が政令で指定。） ・地区計画

6. 事業期間等

本事業に係る事業期間は、設計施工請負契約の締結日から維持管理・運営期間の終期までとし、以下のスケジュールを予定している。

事 項	時 期 (予 定)
落札者決定	平成 26 年 9 月
基本協定締結	平成 26 年 10 月
設計施工請負契約の締結	平成 26 年 11 月
設計・建設期間	平成 26 年 11 月～平成 29 年 2 月
管理運営協定の締結	平成 27 年 5 月
設計施工請負契約の変更契約	平成 27 年 6 月（設計業務終了後）
工事着手	平成 27 年 9 月
指定管理者の指定	平成 27 年 11 月
管理運営協定の変更協定締結	平成 27 年 12 月
供用開始	平成 29 年 3 月 1 日
維持管理・運営期間	公社から市への施設の引渡日から平成 39 年 3 月 (事前に駐車場管制機器の設置業務を実施)

7. 事業範囲

本事業は、事業者が本施設を設計、建設（事業用地に残存する建物等の解体撤去を含む。）し、維持管理及び運営業務を遂行することを事業の範囲とする。事業者の行う業務及び当該業務について事業者と契約を締結する相手方については、以下のとおりである。

なお、具体的な業務内容については、業務要求水準書、設計施工請負契約書（案）及び管理運営協定書（案）等を参照のこと。

事業者の業務	事業者との 契約相手方
本施設の設計及び建設に関する業務	
① 本施設整備に係る事前調査及びその関連業務	公社
② 本施設に係る設計（基本設計・実施設計）及びその関連業務	公社
③ 建設予定地に残存する建物等の解体撤去工事及びその関連業務	公社
④ 本施設に係る建設工事及びその関連業務	公社
⑤ 本施設の公社への引渡し	公社
⑥ 建設工事(解体撤去工事を含む)及びその関連業務に伴う各種申請等の業務	公社
⑦ その他これらを実施するうえで必要な関連業務	公社
本施設の維持管理及び運営に関する業務	
① 駐車場管制機器設置及び備品等整備業務	市
ア 駐車場管制機器設置業務	
イ 備品等整備業務	

② 維持管理業務	市
ア 建物の保守管理業務	
イ 設備の保守管理業務	
ウ 備品等保守管理業務	
エ 修繕業務	
オ 植栽・外構の維持管理業務	
カ 清掃業務	
キ 廃棄物処理業務	
③ 運営業務	市
ア 一般の利用に供する業務	
イ 車両の入出庫及び場内案内誘導業務	
ウ 駐車料金徴収業務	
エ 警備業務	
オ 緊急時対応業務	
カ その他の業務	
④ エリアマネジメントへの参画	市
⑤ その他これらを実施するうえで必要な関連業務	市

※1 本施設の所有権は、確認検査後公社が取得し、その後即時に未使用の状態で公社から市に移転する。

※2 本事業の事業期間において、本施設の大規模修繕及び設備等の更新については、原則として本事業に含まないものとする。ただし、機能維持のための修繕・更新は、業務範囲とする。詳細は、業務要求水準書を参照のこと。

※3 本施設の駐車料金は、市が条例により額を定め、市の収入とする。

8. 本事業に関連して市及び公社が実施する業務

市及び公社は、本事業と関連して以下の業務を実施する予定である。

(1) 市の実施する業務

- ① 事前調査業務（地盤調査、敷地測量）
- ② 金城橋南交差点、ロス通り北交差点及びロス通り南交差点並びに敷地周辺の臨港道路の改良工事(※)
- ③ 歩行者用デッキの設置工事 (※)
- ④ 大規模修繕及び設備等の更新業務
- ⑤ 維持管理及び運営のモニタリング
- ⑥ その他事業者が実施しない業務であって本施設の維持管理及び運営業務を実施するうえで市が必要と認めた業務

(2) 公社の実施する業務

- ① 事前調査業務（地盤調査）
- ② 工事監理業務
- ③ 設計及び建設のモニタリング

- ④ 施設検査・完成検査業務
- ⑤ その他事業者が実施しない業務であって本施設の設計及び建設に関する業務を実施するうえで公社が必要と認めた業務

※ (1)②、③は、本事業の対象施設ではないが、関連事業として市で実施するものである。

9. 遵守すべき法令等

事業者は、本事業を実施するにあたり、駐車場法（昭和 32 年法律第 106 号）、建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）を始め関係法令等を遵守しなければならない。

第 3 応募に関する事項等

1. 応募者の参加資格要件等

(1) 応募各社の参加資格要件等

応募各社は、以下の要件を満たすこと。

ア 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 第 1 項の規定に該当しない者であること。

イ 地方自治法施行令第 167 条の 4 第 2 項各号に該当する事実があった後 3 年を経過しない者（当該事実と同一の事由により名古屋市指名停止要綱（15 財用第 5 号）に基づく指名停止（以下「指名停止」という。）を受けている者を除く。）又はその者を代理人、支配人その他の使用人若しくは入札代理人として使用する者でないこと。

ウ 指名停止の措置を受けていない者であること。

エ 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者（同法に基づく更生手続開始の決定後、市競争入札参加資格の認定を受けている者を除く。）でないこと。

オ 民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（同法に基づく再生手続開始の決定後、市競争入札参加資格の認定を受けている者を除く。）でないこと。

カ 中小企業等協同組合法（昭和 24 年法律第 181 号）、中小企業団体の組織に関する法律（昭和 32 年法律第 185 号）又は商店街振興組合法（昭和 37 年法律第 141 号）によって設立された事業協同組合等においては、当該組合の組合員が本公告に係る入札に参加しない場合に限ること。

キ 名古屋市が行う契約等からの暴力団関係事業者の排除に関する合意書（平成 20 年 1 月 28 日付け名古屋市長等・愛知県警察本部長締結）に基づく排除措置対象法人等でないこと、及び名古屋市が行う調達契約等からの暴力団関係事業者の排除に関する取扱要綱（19 財形第 103 号）に基づく排除措置の期間がない者であること。

※ 暴力団関係事業者であるかどうかを愛知県警察本部長に対し照会します。また、指定管理者に指定された後に、排除措置対象法人等であることが判明し、愛知県警察本部より排除要請があった場合は、原則として指定の取消をします。

ク 公社が本事業について、アドバイザー業務を委託している（株）日本経済研究所及び（株）日本経済研究所が本アドバイザー業務において提携関係にあるアンダーソン・毛利・友常法律事務所（以下「アドバイザー業務に関与する者」という。）又はこれらの者と資本面若しくは人事面において、次に掲げる関係にある者でないこと。

（ア）親会社（会社法（平成 17 年法律第 86 号）第 2 条第 4 号及び会社法施行規則（平成 18

年法務省令第 12 号) 第 3 条の規定による親会社をいう。以下同じ。) と子会社 (会社法第 2 条第 3 号及び会社法施行規則第 3 条の規定による子会社をいう。以下同じ。) の関係にある。

- (i) 代表権を有する役員が、アドバイザー業務に関与する者の代表権を有する役員を兼ねている。

ケ 提案評価委員会の評価員との資本関係又は人事面において、次に掲げる関係にある者でないこと。

- (ア) 評価員が発行済み株式の 50%を超える株式を所有している。
(イ) 評価員が出資総額の 50%を超える出資をしている。
(ウ) 評価員の所属する企業が、親会社と子会社の関係にある。
(エ) 評価員が役員又は従業員となっている。

コ 応募各社のうち、下記(ア)～(エ)に示す業務にあたる者は、それぞれ次の要件を満たすこと。なお、複数の要件を満たす者は当該複数の業務を実施することができることとし、また、同一業務を複数の者で実施する場合は、主たる業務を担う少なくとも 1 社がその要件を満たすこと。

- (ア) 本施設の建築物の設計にあたる者は次の要件を満たすこと。

a 平成 25 年度及び平成 26 年度名古屋市競争入札参加資格審査において申請区分「測量・設計」、申請業種「建築設計 (監理を含む)」の競争入札参加資格を有すると認定された者であること、又は当該競争入札参加資格を有していない者で平成 26 年 6 月 16 日までに当該競争入札参加資格審査の申請を行い、事業提案書提出時までに当該資格を有すると認定された者であること。

b 建築士法 (昭和 25 年法律第 202 号) 第 23 条の規定に基づく一級建築士事務所の登録を行っていること。

c 平成 16 年度以降に、元請けとして自走式立体駐車場施設 (単独もしくは主用途の建物に付随した施設のいずれも含む) の設計実績があること。

- (イ) 本施設の建築物の建設 (残存物解体撤去工事を含む。) にあたる者は次の要件を満たすこと。

a 平成 25 年度及び平成 26 年度名古屋市競争入札参加資格審査において申請区分「工事請負」、申請業種「建築工事」の競争入札参加資格を有すると認定された者であること、又は当該競争入札参加資格を有していない者で平成 26 年 6 月 16 日までに当該競争入札参加資格審査の申請を行い、事業提案書提出時までに当該資格を有すると認定された者であること。

b 建設業法 (昭和 24 年法律第 100 号) の第 3 条第 1 項の規定による建築一式工事の特定建設業の許可を受けていること。

c 建設業法に基づく建築工事業に係る建設業許可を受けた者のうち経営事項審査における総合評定値 (建築一式工事) が、1,200 点以上であること。

d 平成 16 年度以降に、元請けとして、総収容台数 1,000 台以上の自走式立体駐車場施設 (単独もしくは主用途の建物に付随した施設のいずれも含む) 又は延床面積 30,000 m²以上かつ 5 階建以上の建物の施工実績があること。

- (ウ) 本施設の維持管理にあたる者は次の要件を満たすこと。

a 平成 25 年度及び平成 26 年度名古屋市競争入札参加資格審査において申請区分「業務委託」、申請業種「保守・点検・修理」、「施設の運営・管理」又は「その他」の競争入札参加資格を有すると認定された者であること、又は当該競争入札参加資格を有していない者で平成 26 年 6 月 16 日までに当該競争入札参加資格審査の申請を行い、事業提案書提出時までに当該資格を有すると認定された者であること。

- (エ) 本施設の運営にあたる者は次の要件を満たすこと。

a 平成 25 年度及び平成 26 年度名古屋市競争入札参加資格審査において申請区分「業務委託」、申請業種「施設の運営・管理」又は「その他」の競争入札参加資格を有すると認定

された者であること、又は当該競争入札参加資格を有していない者で平成 26 年 6 月 16 日までに当該競争入札参加資格審査の申請を行い、事業提案書提出時までに当該資格を有すると認定された者であること。

- b 平成 16 年度以降に総収容台数 1,000 台以上の自走式立体駐車場施設（単独もしくは主用途の建物に付随した施設のいずれも含む。以下この号において同じ。なお、単独の場合、複数棟で構成されていても、各棟が統一の管制システムで管理されているものは、可とする。）、又は直近 3 ヶ年継続的に合計 5,000 台以上の駐車施設（うち少なくとも 1 箇所は 250 台以上の自走式立体駐車場施設を含むこと。）の運営実績があること。
- c 本施設の運営業務を行うにあたり、必要な技術、資格を有すること。

なお、応募各社は、他の応募各社及び協力的会社となることはできないものとし、応募各社と親会社又は子会社の関係にある者が他の応募各社となることもできないものとする。

また、応募にあたっては、応募各社の名称及び携わる業務並びに協力的会社の名称及び携わる業務を明記すること。

応募グループで申し込む場合には、参加表明書の提出時に代表企業（平成 25 年度及び平成 26 年度名古屋市競争入札参加資格審査において申請区分「測量・設計」かつ申請業種「建築設計（監理を含む）」、申請区分「工事請負」かつ申請業種「建築工事」、申請区分「業務委託」かつ「保守・点検・修理」、「施設の運営・管理」又は「その他」、申請区分「業務委託」かつ申請業種「施設の運営・管理」又は「その他」のいずれかの競争入札参加資格を有すると認定された者であること、又は当該競争入札参加資格を有していない者で平成 26 年 6 月 16 日までに当該競争入札参加資格審査の申請を行い、事業提案書提出時までに当該資格を有すると認定された者であること。）の名称を明記し、必ず当該代表企業が応募手続きを行うこと。

(2) 協力的会社の資格要件

協力的会社は上記(1)のアからコの要件を満たすこと。

なお、協力的会社は、他の応募各社及び他の応募者の協力的会社となることはできないものとする。

(3) 構成員及び協力的会社の変更

参加表明書により参加の意思を表明した構成員の変更は認めない。ただし、参加資格を喪失した場合又はやむを得ない事情が生じた場合は、市及び公社と協議を行うこととする。

協力的会社については、資格確認後は原則として協力的会社の変更及び追加は認めないものとする。ただし、第3 2. (2)の場合のほか資格を喪失した場合又はやむを得ない事情が生じた場合は、市及び公社と協議を行うこととする。

2. 応募者の参加資格の喪失等

(1) 応募者の参加資格の喪失

応募各社が、落札者決定日までに上記 1(1)に掲げる要件を欠くに至った場合には、原則として当該応募各社に係る応募者の参加資格を取り消す。ただし、以下の場合には、当該応募者の参加資格を引き続き有効とする。

- (ア) 入札書及び事業提案書の提出までの間に、応募グループの構成員が参加要件を喪失した場合で、当該構成員以外の構成員（以下「残存企業」という。）のみで、又は新たな企業を構成員

として加えたうえで、応募グループの再編成を行い、入札書及び事業提案書の提出期限日までに市及び公社の審査を経て承認を得た場合。なお、当該応募グループの代表企業が参加要件を喪失した場合は、残存企業の中から新たな代表企業を選出しなければならない。

- (イ) 入札書及び事業提案書の提出から落札者の決定日までの間に、応募グループの構成員（代表企業を除く。）が参加要件を喪失した場合で、残存企業のみで、又は参加要件を喪失した構成員と同等の能力・実績を持つ新たな企業を構成員として加えたうえで、応募グループの再編成を行い、本事業の円滑かつ確実な履行に支障がないと市及び公社が認めた場合。

(2) 協力会社の資格の喪失

協力会社が、協力会社の資格確認基準日（応募者の参加資格確認基準日と同じ日をいう。以下同じ。）から落札者決定日までに上記 1(2)に掲げる要件を欠くに至った場合には、原則として当該協力会社の資格を取り消す。ただし、当該協力会社に係る応募者が、速やかに当該協力会社と同等の能力・実績を有する企業を選定し、市及び公社の承認を得た場合は、当該企業を協力会社とすることができる。

3. 応募に係る留意事項等

(1) 入札説明書等の承諾

応募者は、参加表明書の提出をもって、入札説明書等の記載内容及び条件を承諾したものとみなす。

(2) 応募に伴う費用の負担

応募に係る費用は、全て応募者の負担とする。

(3) 提出書類の取扱い

ア 著作権

市又は公社が作成した図書の著作権は市又は公社に帰属し、事業提案書及びその他の提出書類の著作権は、作成者に帰属する。なお、市及び公社は、本事業に係る公表時及びその他市又は公社が必要と認める場合には、入札参加者の承諾がある場合にのみ事業提案書の全部又は一部を無償で使用できるものとする。

また、入札参加者が提出した事業提案書は、情報公開請求の対象となり、公開・非公開の決定にあたって、市又は公社は入札参加者の意見を聴くものとする。

イ 特許権等

本事業に関する提案内容に含まれる特許権等の対象となっている事業手法、工事材料、施工方法、維持管理・運営方法等を使用した結果生じた責任は、原則として入札参加者が負担するものとする。

ただし、市及び公社が事業手法、工事材料、施工方法、維持管理・運営方法等を指定した場合は、仕様書等に特許権等の対象である旨が明記されておらず、入札参加者が特許権等の対象であることを知らなかった場合には、市及び公社が責任を負担する。

ウ 提出書類の取扱い

- ・ 提出を受けた提出書類は、返却しないものとする。
- ・ 提出書類の変更、差し替え若しくは再提出は、市又は公社から指示する場合を除き、認めないものとする。
- ・ 市又は公社は、必要と認めた場合、追加的に書類の提出を要求することがある。

(4) 市及び公社からの提示資料の取扱い

市及び公社が本事業に関して提供する資料は、本事業の応募に係る検討以外の目的で使用することはできないものとする。また、特に返却することを前提に提供した資料は、市及び公社が指示する日までに返却すること。

(5) 入札参加者の複数提案の禁止

入札参加者は、複数の提案を行うことができないものとする。

(6) 妨害又は不当要求に対する届出義務

ア 入札参加者は、暴力団又は暴力団員等から妨害（不法な行為等で、業務履行の障害となるものをいう。）又は不当要求（金銭の給付等一定の行為を請求する権利若しくは正当な利益がないにもかかわらずこれを要求し、又はその要求の方法、態様若しくは程度が社会的に正当なものと認められないものをいう。）を受けた場合は、市又は公社へ報告し、警察へ被害届を提出しなければならない。

イ 入札参加者がアに規定する妨害又は不当要求を受けたにもかかわらず、前項の報告又は被害届の提出を行わなかった場合は、本入札による契約の相手方としない措置を講じることがある。

(7) 虚偽の記載をした場合

入札参加者が提出書類に虚偽の記載をした場合は、応募を無効とするとともに、虚偽の記載をした者について、損害賠償の請求等の措置を講じることがある。

(8) 使用言語及び単位

応募に関して使用する言語は日本語、単位は計量法（平成4年5月20日法律第51号）に定めるもの、通貨単位は円、時刻は日本標準時を使用する。

4. 入札予定価格

本事業の入札予定価格は、金 15,024,788,000 円とする。

入札予定価格は、設計及び建設（残存建物等の解体撤去工事含む。）に係る費用で消費税及び地方消費税を含まない金額である。

落札者の決定にあたっては、入札書に記載された金額に当該金額の 100 分の 8（平成 26 年 4 月 1 日以降の消費税及び地方消費税の合算税率）に相当する額を加算した金額（当該金額に 1 円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額とする。）をもって落札金額とするので、入札参加者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わ

ず、見積もった金額から消費税及び地方消費税の額を除いた金額を記載した入札書を提出すること。

5. 維持管理及び運営に係る費用の提案

維持管理及び運営に係る費用については、事業提案書により提案すること。提案価格は、駐車場管制機器設置及び備品等整備、維持管理、運営、エリアマネジメントへの参画、その他これらを実施するうえで必要な関連業務に係る費用（市が負担する大規模修繕を除く。）として、様式集に定める様式により提案する。

市が事業者に対して支払う「指定管理料」は、原則として提案の価格を基礎として交渉により決定するものとし、他の契約条件等の詳細を協議したうえで管理運営協定を締結するものとする。

なお、提案にあたっての参考として、市において算定した価格を別紙3「維持管理及び運営に係る費用の参考価格」に掲げるので参照のこと。参考価格は入札予定価格ではないので、内容により参考価格を超える提案を排除するものではない。

第4 事業者の選定

1. 事業者の選定方法

事業者の選定の方法は、総合評価一般競争入札を採用する。

本事業のうち設計及び建設業務の契約主体である公社は、平成6年4月15日マラケシュで作成された政府調達に関する協定（WTO 政府調達協定）の対象団体に該当しないものの、「地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令」（平成7年政令第372号）の趣旨を踏まえ、競争性の担保及び透明性・公平性の確保に留意し、事業者の選定を行うものとする。

また、金城ふ頭内の円滑な交通処理の中核施設として本施設が機能するために、事業者募集では、設計・建設から維持管理・運営に至る一体的な事業提案を求めることとし、一体で、審査を行い、事業者を選定するものとする。

2. 事業者の選定のスケジュール

選定にあたっては、以下のスケジュールで実施することを予定している。

時期（予定）	内 容
平成26年2月18日	実施方針等の公表
平成26年2月18日～2月28日	実施方針等に関する質問受付
平成26年3月18日～3月20日	実施方針に関する個別ヒアリング
平成26年3月24日	実施方針等に関する質問に対する回答公表
平成26年4月28日	入札公告、入札説明書等の公表・交付
平成26年4月30日～5月12日	入札説明書等に関する質問受付
平成26年4月30日～5月30日	参加表明の受付（資格審査書類の受付）
平成26年4月30日～5月30日	個別対話の受付

平成26年5月30日までに	入札説明書等に関する質問に対する回答公表
平成26年6月6日	資格審査結果の通知
平成26年7月31日	入札書、事業提案書等の受付
平成26年9月	事業提案書に関するヒアリング（プレゼンテーション）
平成26年9月	落札者の決定

3. 入札手続き等

(1) 入札説明書等の公表・交付

市及び公社は、入札公告と同時に、公社ホームページにおいて入札説明書等を公表する。

(2) 入札説明書等に関する質問受付、回答公表

入札説明書等に記載されている内容について、以下により質問を受け付け、回答を行う。

ア 受付期間

平成26年4月30日（水）～5月12日（月）正午必着

イ 提出方法

質問の内容を簡潔にまとめ、入札説明書等に関する質問書（様式1）に記入のうえ、電子メールでのファイル添付にて提出のこと。（※ファイル形式はMicrosoft Excelとする。）

宛 先：公益財団法人名古屋まちづくり公社総務部経営企画室（金城ふ頭担当）

電子メールアドレス：kinjo@nup.or.jp

ウ 回答

質問に対する回答は、質問者の特殊な技術、ノウハウ等に係り、質問者の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれのあるものを除き、平成26年5月30日（金）までに公社ホームページにおいて公表する。

(3) 参加表明書及び資格審査書類の受付

本事業への応募者は、参加表明書の受付にあわせて、参加資格を満たすことを証明するため、資格審査書類（様式集の「第1 2資格審査時の提出書類」に掲げる書類をいう。以下同じ。）を提出し、参加資格の有無について公社の確認を受けなければならない。

資格審査時の提出書類は、様式集の「第2 提出書類作成要領」に従って提出すること。

ア 提出期間

平成26年4月30日（水）から平成26年5月30日（金）までの毎日（土日祝祭日を除く。）、午前9時から午後5時まで（正午から午後1時までを除く）

イ 提出場所

名古屋市中区丸の内二丁目1番36号 NUP・フジサワ丸の内ビル5F
公益財団法人名古屋まちづくり公社 総務部経営企画室（金城ふ頭担当）
電話番号 052-222-3103

ウ 提出方法

参加表明書及び資格審査書類の提出は、提出場所へ持参することとし、郵便又は電送によるものは受け付けない。なお、持参予定日時を事前に連絡すること。

エ 参加資格確認基準日等

応募各社の参加資格確認基準日及び協力会社の資格確認基準日は、平成26年5月30日（金）とする。

オ 市の競争入札参加資格審査の申請

本入札に参加を希望する者で、資格審査書類等の提出時において市の競争入札参加資格を有していない者は、市ホームページの入札参加者登録

(<http://www.chotatsu.city.nagoya.jp/ejpkg/EjPPIj>) において必要事項を入力した後、印刷した競争入札参加資格審査申請書その他所定の必要書類を平成26年6月16日（月） 午後5時 までに次の場所に提出し、当該資格の認定を受けなければならない。

〒460-8508 名古屋市中区三の丸三丁目1番1号
名古屋市財政局契約部契約監理課審査係
（名古屋市役所西庁舎11階）
電話番号 052-972-2321

(4) 個別対話の受付、実施

提案予定者（資格審査書類提出者で事業提案書の提出を予定するものをいう。以下この項において同じ。）が提出しようとする独自の技術的な提案内容が、市及び公社の示す条件に合致するかどうかなど、要求水準等に関して市及び公社と提案予定者との相互理解を深めることを目的として、個別対話を実施する。

ア 個別対話の受付

(ア) 受付期間

平成 26 年 4 月 30 日（水）～5 月 30 日（金）午後 5 時必着

(イ) 申込方法

個別対話を希望する者は、個別対話参加申込書（様式 12）及び個別対話を希望する議題（様式 13）に必要事項を記入のうえ、電子メールでのファイル添付にて申し込むこと。

宛 先：公益財団法人名古屋まちづくり公社総務部経営企画室（金城ふ頭担当）

電子メールアドレス：kinjo@nup.or.jp

イ 個別対話の実施

(ア) 実施時期

平成26年5月下旬～6月

(イ) 実施方法等

個別対話の申込みを行なった者（代表者）に対し、登録したアドレス宛に、公社から個別対話の日時及び場所を通知する。通知された日時では都合が悪い提案予定者は、日時の変更について公社と協議すること。

個別対話は、提案予定者毎に行うものとし、提案予定者の特殊な技術、ノウハウ等は当該提案予定者の了解なしに第三者に漏洩しない。

また、個別対話は、あくまで相互理解のために行うものであり、個別対話を希望しないことにより、提案審査上で不利益を受けることはない。

(ウ) 対話の追加実施

上記の個別対話の実施後に、市及び公社が追加実施が必要と認めるときは、再度個別対話を実施することがある。この場合、実施時期等について、別途告知する。

(5) 関係機関への相談

事業提案書の提出前に、建築基準法及び消防法など必要により関係機関に対し相談を行うこと。相談を希望する者は、各機関の担当部署に対し、直接行うこと。

(6) 個別資料の提供

参加表明書の提出を行った者のうち希望者に対し、以下により個別資料を提供する。

ア 提供する資料

公社から以下の資料を提供する。なお、(ア)の資料については、事業提案書提出後に公社へ返却することを条件とする。

(ア) 既存建物の図面等

(イ) 敷地周辺測量図

(ウ) 地盤調査データ

(エ) 周辺交差点の想定信号現示データ

(オ) 周辺道路の交通量

イ 提供方法

公社から手渡し又は電子メールにより提供する。希望者は、希望する資料及び直接受領する場合は提供希望日時を事前に連絡すること。

(7) 資格審査結果の通知等

市及び公社は、資格審査として、参加資格確認基準日をもって、応募者から提出された資格審査書類により参加資格の有無について確認を行う。

公社は、資格審査の結果を、平成26年6月6日（金）までに応募企業又は応募グループの代表企業に対し書面で通知する。

なお、資格審査の結果、入札参加資格が無いと認められた応募者は、通知を受けた日から7日以内に、公社に対してその理由について書面により説明を求めることができる。公社は、説明を求めた者に対し、書面により回答する。

(8) 入札書及び事業提案書等の受付

資格審査通過者は、入札説明書等に基づき入札書、本事業に関する事業計画の提案内容を記載した事業提案書及び有価証券報告書等を公社へ提出するものとする。提出は、応募企業又は応募グループの代表企業が持参するか又は郵便によることとし、電送によるものは受け付けない。提出する書類は、様式集の「第2 提出書類作成要領」に従って作成し提出すること。

なお、入札保証金は、免除とする。

ア 持参による場合の提出日及び提出場所

(ア) 提出日

平成26年7月31日（木） 午前9時から午後4時まで（正午から午後1時までを除く。事前に提出予定時刻を連絡すること。）

(イ) 提出場所

上記(3)イに同じ

イ 郵送による場合の到達期限及び提出場所

(ア) 到達期限

平成26年7月31日（木） 午後4時まで

(イ) 提出場所

上記(3)イに同じ

(ウ) 提出方法

二重封筒を用い、入札書を中封筒に入れて封印し、中封筒表面に入札参加者名（応募グループの場合は代表企業名）及び入札件名（事業名）を記載し、外封筒表面に入札件名（事業名）及び入札書在中の旨を記載し、事業提案書及び有価証券報告書等を同封し書留にて送付すること。

ウ 開札

開札は、市及び公社が、入札者に代えて本事業に関係のない市の職員の立ち会いのもと行う。

(9) 入札の辞退

資格審査通過者が、本入札を辞退する場合は、事業提案書の提出日（上記(8)アにおいて定める。）までに、入札辞退届（様式11）により公社に届け出ること。

なお、本入札の辞退により、以後の市又は公社の入札において当該辞退を理由として不利益を受けることはない。

(10) 入札のとりやめ等

市及び公社は、応募者に競争性の確保に重大な支障を与えると認められる行動が確認された場合において、公正に入札を執行できないと認められる場合は、当該応募者を入札に参加させない。

また、応募者の全部又は一部が連合し、公正に入札を執行できないと認められる場合、あるいは競争性が担保されないと認められる場合は、入札の執行を延期し、又はとりやめることがある。本入札に関し、名古屋市政府調達苦情検討委員会等への苦情申立てがあった場合、本入札を中止することがある。

(11) 入札の無効

次のいずれかに該当する入札は、無効とする。

- ア 本入札説明書に示した参加資格を有しない者のした入札
- イ 入札書に記名押印のない入札又は記入事項を判読できない入札
- ウ 入札事項を記入せず、又は一定の金額をもって価格を表示しない入札
- エ 自己がしたと他人の代理人としてしたにかかわらず、同一の名をもってした2通以上の入札
- オ 委任状を提出していない代理人のした入札
- カ 金額を改ざんし、又は訂正した入札
- キ 予定価格を超過した金額を記載した入札
- ク 入札内訳書の提出がないと認められた者のした入札
- ケ 入札談合に関する情報があった場合に、誓約書の提出を求めたにもかかわらず誓約書の提出をしない者のした入札
- コ 本入札説明書に定める入札方法によらない入札
- サ 本入札説明書で示した入札書受付締切日までに提出場所に到達しなかった入札
- シ 参加表明書及び資格審査書類に虚偽の記載をした者のした入札
- ス 参加表明書及び資格審査書類の提出を求められたにもかかわらず提出しない者、又は資格確認のための指示を受けたにもかかわらずその指示に応じない者のした入札
- セ あきらかに談合によると認められる入札
- ソ その他本入札説明書の条件に違反した入札

第5 落札者の決定等に関する事項

1. 審査の基本的な考え方

審査は、市及び公社が、学識経験者等で構成する提案評価委員会を開催して意見を聴取して行う。市及び公社は、審査後、最も優秀な提案を行った者を優秀提案者として選定するとともに次点以下の順位を決定後、最終的に落札者を決定する。

なお、市及び公社は、次の職員で構成する「選定会議」を設置し、優秀提案者の選定に係る審査を実施するものとする。

- 委員長 公益財団法人名古屋まちづくり公社常務理事（総務担当）
- 委員 名古屋市住宅都市局副局長
 - 〃 名古屋市住宅都市局参事（開発・耐震担当）
 - 〃 公益財団法人名古屋まちづくり公社総務部長
 - 〃 公益財団法人名古屋まちづくり公社総務部参事（企画・調整担当）

2. 提案評価委員会

提案評価委員会は、次の7名の評価員から成る。

評価員	片木	篤	(名古屋大学大学院環境学研究科教授)
評価員	黒田	達朗	(名古屋大学大学院環境学研究科教授)
評価員	鈴木	賢一	(名古屋市立大学大学院芸術工学研究科教授)
評価員	田中	栄	(一般社団法人日本駐車場工学研究会理事)
評価員	中村	英樹	(名古屋大学大学院工学研究科教授)
評価員	野田	理吉	(元愛知県立芸術大学美術学部教授)
評価員	森田	優己	(桜花学園大学学芸学部教授)

各評価員は、審査基準、審査方法、各提案の評価等について、個別に意見を表明する。

なお、応募各社及び協力会社が、落札者決定前までに、選定会議委員及び評価員に対し、事業者選定に関して自己に有利になる目的を持って、接触等の働きかけを行った場合は、当該応募各社又は協力会社に係る応募者を失格とする。

3. 審査方法

審査は、落札者決定基準に従って、第一次審査として入札参加資格の有無を確認する「資格審査」、第二次審査として提案内容の評価する「提案審査」の二段階にて実施する。「提案審査」は、「基礎審査」と「総合評価」の2つの審査から構成される。

「基礎審査」は、応募者の経営の健全性や業務要求水準書に示す内容を満足しているか否かを確認する。「総合評価」は、施設性能等の提案内容の水準と価格について様々な視点から総合的に評価する。

各審査の概要は次のとおりである。詳細は、落札者決定基準を参照すること。

(1) 資格審査

応募者から提出された資格審査書類をもとに、市及び公社が、「第3 1 応募者の参加資格要件等」で示す要件の具備について確認を行う。

資格審査通過者は、入札に参加することができる。

(2) 提案審査

ア 基礎審査

市及び公社は、応募者の提案内容等が、次の各項目を充足していることを確認する。確認できない項目が一つでもある場合は失格とする。

(ア) 入札価格

入札書に記載された金額が入札予定価格の範囲内にあること。

(イ) 応募者の経営の健全性

応募者の財務諸表について、経営状況が著しく不健全であると認められるものでないこと。

(ウ) 提案内容等

- ・提出を求めている書類が全てそろっていること。
- ・提案書全体において個々の提案事項に矛盾や齟齬がなく意思表示が明確であること。
- ・提案内容が要求水準を満たしていること。

イ 総合評価

市及び公社は、基礎審査を通過した入札参加者の提案内容に対して、性能等に関する評価及び入札価格に関する評価を点数化して合算のうえ総合評価を行い、最も優秀な提案を行った者を優秀提案者として選定するとともに、その他の順位付けを行う。

4. 提案内容に関するヒアリング（プレゼンテーション）の実施

市及び公社は、事業提案書の審査にあたり提案内容の確認のため、基礎審査を通過した入札参加者の全部又は一部に対し、ヒアリング（プレゼンテーション）の実施を予定している。

(1) 実施時期

平成 26 年 9 月頃（予定）

(2) 実施内容

実施を求める場合は、後日、日時、場所、ヒアリング（プレゼンテーション）内容等を、応募企業又は応募グループの代表企業に連絡するものとする。

5. 落札者の決定

市及び公社は、提案評価委員会の開催による各評価員の意見を踏まえ、落札者を決定する。また、市は、落札者のうちから、管理運営協定の相手方としての優先交渉権者を決定する。

6. 入札結果の通知及び公表

市及び公社は、落札者決定後、速やかに入札結果を入札参加者に文書にて通知するとともに、その結果を公社ホームページに公表する。

7. 落札者決定後の資格喪失等

- (1) 落札者が、落札者決定時から基本協定締結までの間に、第 3 1 (1)に掲げる参加要件を欠くに至った場合には、原則として落札者の決定を取り消し失格とする。ただし、基本協定締結までの間に、応募グループの構成員（代表企業を除く。）が参加要件を喪失した場合で、残存企業のみで、又は参加要件を喪失した構成員と同等の能力・実績を持つ新たな企業を構成員として加えたうえで、応募グループの再編成を行い、本事業の円滑かつ確実な履行に支障がないと市及び公社が認めた場合は、当該落札者の決定を引き続き有効とする。
- (2) 落札者が、基本協定締結時から事業契約締結までの間に、市又は公社との契約に関して次の事由に該当した場合は失格とする。ただし、落札者の構成員が次の事由に該当した場合で、

残存企業のみで、又は次の事由に該当した構成員と同等の能力・実績を持つ新たな企業を構成員として加えたうえで、グループの再編成を行い、本事業の円滑かつ確実な履行に支障がないと市及び公社が認めた場合はこの限りではない。

ア 私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）第49条第1項又は第50条第1項に基づき排除措置命令若しくは課徴金納付命令を受けたとき、又は同法に違反する犯罪容疑で公正取引委員会から告発されたとき。

イ 贈賄・談合等著しく市及び公社との信頼関係を損なう不正行為の容疑により法人の役員等又はその使用人が逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。

ウ 名古屋市が行う契約等からの暴力団関係事業者の排除に関する合意書に基づき、愛知県警察本部より排除要請があったとき。

第6 契約に関する事項

1. 基本協定の締結

市及び公社と落札者は、事業契約の締結に先立って、本事業の円滑な遂行を果たすための基本的義務に関する事項、落札者の各構成員の本事業における役割に関する事項等を規定した基本協定を締結する。

なお、落札者が基本協定を締結しない場合、又は第5 7(1)に規定する事由により落札者が失格となった場合は、市及び公社は、総合評価の上位の者から順に契約交渉を行う。ただし、この場合、地方自治法施行令第167条の2第1項第9号の規定による随意契約に準じて、落札金額の制限内でこれを行うものとする。また、それまでに落札者が要した費用については、市又は公社の事由による場合を除き、落札者自らが一切を負担するものとする。

なお、落札者が本事業を実施することを目的に、会社法に定める株式会社として特別目的会社（以下「SPC」という。）の設立を希望する場合は、これを妨げない。

2. 設計施工請負契約の締結

公社は、落札者のうち設計及び建設業務に従事する者との間で、設計施工請負契約書（案）に基づき、本施設取得議案に対する市議会の否決を解約の条件とする設計施工請負契約を締結する。入札前に明示的に確定することができない事項については、必要に応じて公社と落札者との間で協議を行い、内容を定めるものとする。契約締結後、市議会で本施設取得議案が否決等された場合は、事業者が既に着手した設計業務の出来高に係る費用について、公社と事業者の協議を経て予算措置の上、公社が負担する。詳細については、設計施工請負契約書（案）を参照のこと。

なお、契約締結に係る落札者の弁護士費用、印紙代その他の一切の費用は、落札者の負担とする。

3. 管理運営協定の締結

市は、落札者のうち維持管理及び運営業務に従事する者との間で、管理運営協定書（案）に基づき協定に関する協議を行い、事業者が従事すべき業務内容、金額、支払方法等を定め、本施設取得議案、並びに施設設置条例制定議案及び指定管理者の指定議案に対する市議会の否決を解約の条件とする管理運営協定を締結する。協定締結後、本施設取得議案、施設設置条例制定議案又は指定管

理者の指定議案が否決された場合は、事業者が既に着手した業務の出来高に係る費用がある場合について、市と事業者の協議を経て予算措置のうえ、市が負担する。詳細については、管理運営協定書（案）を参照のこと。

なお、協定締結に係る落札者の弁護士費用、印紙代その他の一切の費用は、落札者の負担とする。

4. 事業契約を締結しない場合の対応

落札者が上記 2 及び 3 の事業契約を締結しない場合、又は第 5 7(2)に規定する事由より落札者が失格となった場合は、市及び公社は、総合評価の上位の者から順に契約交渉を行う。ただし、この場合は地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 9 号の規定による随意契約に準じて、落札金額の制限内でこれを行うものとする。また、それまでに落札者が要した費用については、市又は公社の事由による場合を除き、落札者自らが一切を負担するものとする。

5. 事業契約の変更等

(1) 設計業務等による変更

市、公社又は事業者は、上記 2 及び 3 により締結した事業契約について、設計業務による数量変更の場合のほか、市及び公社が、関係機関との協議の結果、設計変更を指示した場合は、設計施工請負契約の変更契約を、また、施設の変更に伴う維持管理及び運営の業務内容の変更に より管理運営協定の変更協定を締結することがある。契約金額の変更については、協議のうえ決定する。

(2) 施設取得議案の市議会否決による解約

市は、公社から本施設を取得する議案を定例市議会に上程し、議決を経たうえで正式に本施設を取得する予定である。当該議案が否決された場合、公社は、事業者との間で上記 2 により締結した設計施工請負契約について、解約することがある。

(3) 指定管理者指定議案の否決による解約

市は、落札者のうち維持管理及び運営の業務に従事する者を指定管理者に指定する議案を平成 27 年度の定例市議会に上程し、議決を経た上で地方自治法第 244 条の 2 第 3 項に基づく指定管理者として指定する予定である。当該議案が否決された場合、市は、事業者との間で上記 3 により締結した管理運営協定について、解約することがある。

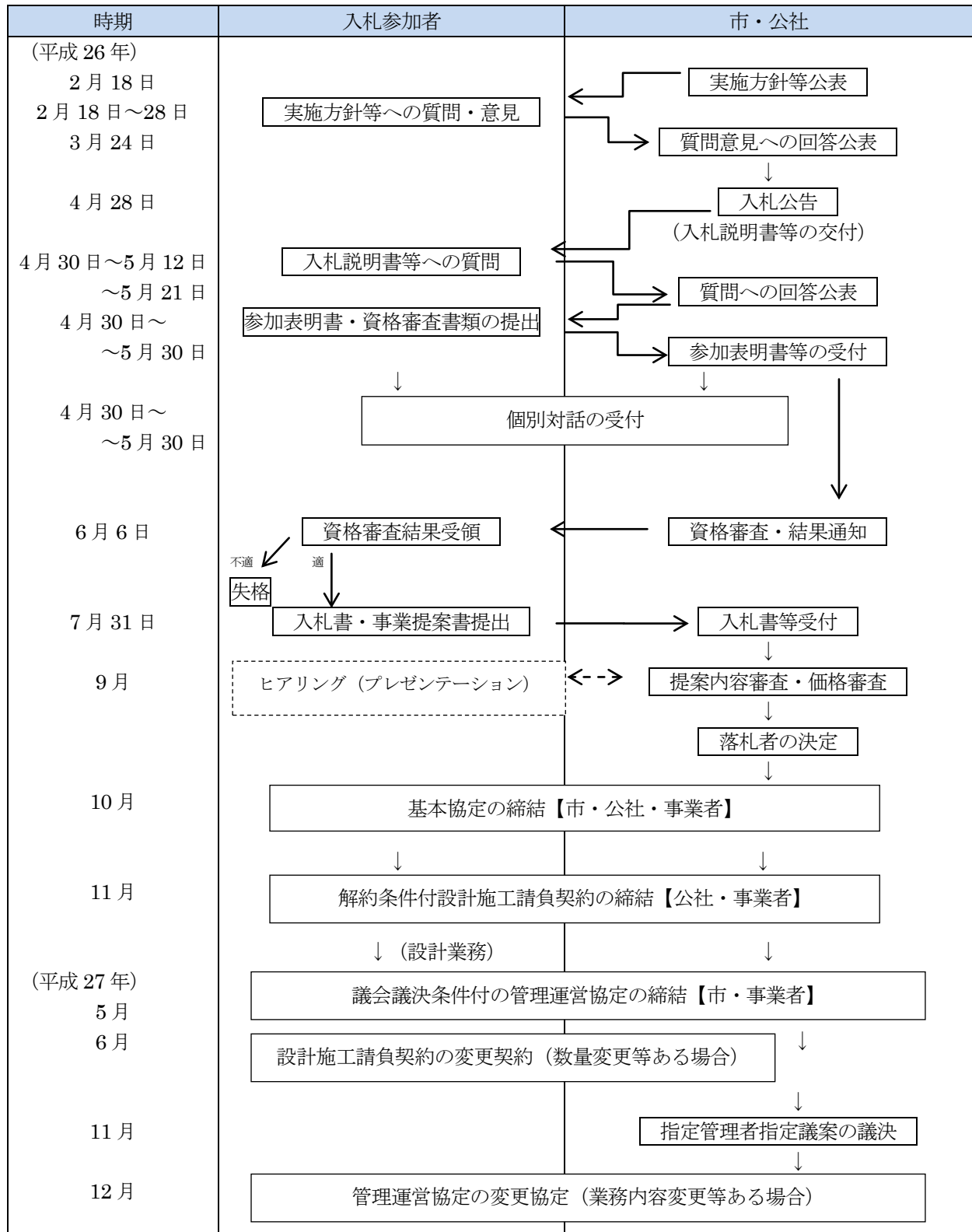
6. 契約保証金の納付等

契約保証金は、免除する。ただし、事業者は建設工事の履行を確保するため、設計施工請負契約締結の日から本施設の全ての引渡完了日までを期間として、施設整備に相当する金額（設計費及び既存建物等の解体撤去費を含む。）に消費税及び地方消費税相当額を加算した額の 100 分の 10 以上について、公社若しくは事業者を被保険者とする履行保証保険契約を締結するか、又は、銀行その他公社の満足する金融機関若しくは保証事業会社（公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和 27 年法律第 184 号）第 2 条第 4 項に規定する保証事業会社をいう。）をして、設計施工請負契約上の事業者の債務不履行により生ずる損害賠償債務を保証する旨の公社の満足する内容及び様式の保証書を差し出させるものとする。

なお、上記履行保証保険契約を締結した場合には、当該履行保証保険契約の締結後、直ちに当該履行保証保険契約に係る保証証券を公社に提出すること。また、事業者を被保険者とする履行

保証保険契約が事業者によって締結される場合は、事業者の負担により、その保険金請求権に、設計施工請負契約に定める違約金支払債務を被担保債務とする質権を公社のために設定するものとする。

入札手続き・契約のフロー図（予定）



第7 事業実施に関する事項

1. 事業者の収入に関する事項

(1) 設計及び建設に係る費用

公社は、設計施工請負契約に基づき、事業者が行う本施設の設計及び建設業務の対価に相当する額として設計施工費を支払う。

設計施工費のうち、設計費相当額については、設計業務終了後に一括で支払う。建設費相当額(解体撤去費含む。)については、年度ごとの工事出来高に応じた部分払いを行うものとし、各年度の当初(平成27年度にあつては工事着手時)に、当該年度の出来高予定額の4割以内を前払い請求することもできる。

なお、設計業務終了後に設計上必要として積算した建設資材数量と、契約交渉段階で事業者が内訳書の形で提出した建設資材数量との間に著しい差異が生じ、当該差異が生じた原因が、市又は公社からの依頼による設計変更その他事業者の責によらない事由による等の合理的な理由によるものであると公社が認める場合には、公社と事業者で協議のうえ、設計施工費のうち建設費相当分につき、これら差異を適切に反映した金額に修正することができるものとする。本施設の完成時に、実際に要した建設資材数量と、実施設計後に事業者が提出した建設資材数量との間に著しい差異が生じ、当該差異が生じた原因が上記と同様の理由による場合も同じ扱いとする。ただし、いずれの場合も、単純な積算誤りなど事業者の故意又は過失により作成・提出されたものと客観的に認められる場合には、変更に応じない場合がある。

(注) スライド条項の適用について

公社又は事業者は、建設費相当額について、設計・建設期間内で設計施工請負契約締結の日から12月を経過した後に、日本国内における賃金水準又は物価水準の変動により建設費相当額が不適当となったと認めたときは、相手方に対して建設費相当額の変更を請求することができる(全体スライドの適用)。

また、特別な要因により工期内に主要な工事材料の日本国内における価格が著しい変動を生じ、建設費相当額が不適当となったとき(単品スライドの適用)、予想することのできない特別な事情により、履行期間内に国内において急激なインフレーション又はデフレーションを生じ、建設費相当額が著しく不適当となったとき(インフレスライドの適用)は、金額の変更を請求することができる。

詳細については、別紙1「設計及び建設に係る費用の額・支払・改定について」、別紙4「落札者決定から施設完成までの契約及び設計施工費支払いの流れ(予定)」及び設計施工請負契約書(案)を参照のこと。

(2) 維持管理及び運営に係る費用

市は、事業者が行う維持管理及び運営業務の対価として指定管理料を、供用開始後の事業期間に亘って支払う。

詳細は、別紙2「指定管理料の基本的な考え方」及び管理運営協定書(案)を参照のこと。

2. 保険の加入

事業者は、以下の要件を満たす保険契約を締結するものとする。詳細は、業務要求水準書、設

計施工請負契約書（案）及び管理運営協定書（案）を参照のこと。

(1) 建設期間中の保険

事業者は、本施設の建設にあたる者をして、建設工事保険、組立保険又は火災保険（地業工事等の火災の恐れのないものを除く。）に加入すること。

また、労災法定外保険等に参加すること。

(2) 維持管理運営期間中の保険

事業者は、維持管理運営期間の開始から終了時までの全期間において、施設賠償責任保険、自動車管理者賠償責任保険及び動産総合保険に参加すること。

3. 市及び公社と事業者の責任分担に関する考え方

本事業におけるリスク分担の考え方は、想定されるリスクをできる限り明確化したうえで、リスクを最も良く管理することができる者が当該リスクを分担するとの考え方により、事業に係る総リスクを低減し、より質の高いサービスの提供を目指そうとするものである。事業者が担当する業務については、事業者が責任をもって遂行し、業務に伴い発生するリスクについては、原則として事業者が負うものとする。ただし、市又は公社が負うべき合理的な理由がある事項については、市又は公社が責任を負うものとする。

このリスク分担の考え方を踏まえ、予想されるリスクについての市又は公社と事業者の責任分担は、原則として設計施工請負契約書（案）及び管理運営協定書（案）によるものとする。入札参加者は、負担すべきリスクを想定したうえで、提案を行うこと。

4. 事業契約上の地位等の取扱い

(1) 契約上の地位等の譲渡

市及び公社は、事業者から一体で業務の提供を受けることから、事業者の設計施工請負契約及び管理運営協定に基づく契約上の地位又は権利義務等は不可分一体のものとし、個別に譲渡し又は承継させることはできない。事業者は、事前に市及び公社の承諾がなければ、設計施工請負契約及び管理運営協定に基づく契約上の地位又は権利義務等を個別に譲渡又は承継させることができない。

(2) 契約上の地位等の譲渡予約並びに債権の質権設定及び債権の担保提供

事業者が、設計施工請負契約及び管理運営協定に基づく契約上の地位又は権利義務等及びこれに基づいて市及び公社に対して取得する債権に対し、譲渡予約、質権その他の担保を設定する場合には、事前に市及び公社の承諾がなければ行うことができない。

5. 土地、本施設の使用等

本事業の実施にあたり、市は公社との間で事業予定土地の無償使用貸借契約を締結することから、原則として設計施工請負契約締結時から本施設の引渡しまでの間、事業者は、事業予定地及び工事作業エリアを無償で使用する予定である。

6. 誠実な業務遂行義務

事業者は、事業提案書、設計施工請負契約及び管理運営協定で定めるところにより、誠実に本事業の業務を遂行すること。

7. エリアマネジメントへの協力

事業者は、金城ふ頭地区の関係者で構成する協議会（仮称。金城ふ頭全体の円滑な交通処理や渋滞緩和の実現等を目的に設置予定。）に参加すること。なお、公社では、本事業とは別に、自らが実施するエリアマネジメントと関連し、交通処理等に関する業務を事業者に委託することも検討しており、別途協議を行うことを予定している。

8. 資格取得者の配置

事業者は、業務要求水準書に示す要求水準を満たすために必要な資格取得者を本施設に配置すること。

9. モニタリング

市及び公社は、本事業の実施状況について監視、測定及び評価等のモニタリングを実施し、事業者が定められた業務を確実にを行い、業務要求水準書に規定された要求水準を達成しているかを確認する。

モニタリングの結果、要求水準を達成していないことが明らかとなったときは、協議のうえ、対象となる設計施工費及び指定管理料を見直すこともあり得る。

なお、詳細については、設計施工請負契約書（案）及び管理運営協定書（案）を参照すること。

10. 法制上及び税制上の措置並びに財政上及び金融上の支援等に関する事項

事業者に対する本事業に関する法制上及び税制上の措置並びに財政上及び金融上の支援については、特に想定していない。ただし、今後、法令等の改正により、法制上及び税制上の措置が適用される場合には、設計施工請負契約及び管理運営協定の定めに従い、市及び公社と事業者で協議を行う。

11. その他の支援に関する事項

その他の支援については、次のとおりとする。

- ・ 本事業の実施に必要な許認可等に関して、市及び公社は必要に応じて協力を行う。
- ・ 法改正等によりその他の支援が適用される可能性がある場合には、市及び公社は事業者と協議を行う。

12. その他事業の実施に際して必要な事項

本事業の計画又は契約の解釈について疑義が生じた場合には、市及び公社と事業者は誠意をも

って協議するものとし、協議が調わない場合は、設計施工請負契約及び管理運営協定に定める具体的な措置に従うものとする。

第8 提出書類

参加表明書及び資格審査申請書類、入札書、事業提案書等の様式及び作成方法等については、様式集による。

第9 その他

1. 情報の提供

本事業に関する情報提供は、公社ホームページを通じて行う。

2. 事業契約に違反した場合の取り扱い

基本協定若しくは事業契約締結後、これらの協定若しくは契約に違反し、又は落札者となりながら正当な理由なくして契約を拒み、ないしは入札等市及び公社の業務に関し不正又は不誠実な行為をし、契約の相手方として不適当であると認められる者については、当該事実が判明した時から最長2年間、市又は公社が実施する入札等への参加が認められなくなる場合があることに留意すること。

3. 事業者を決定しない場合

事業者の募集、評価及び事業者の決定において、応募者若しくは入札参加者が無い、又は、いずれの入札参加者の提案によっても市及び公社の財政負担縮減の達成が見込めない等の理由により、本事業に民間ノウハウ等を活用して実施することが適当でないと判断された場合には、最終的に事業者を決定せず、その旨を速やかに公表する。

4. 担当窓口

(1) 市の担当窓口

名古屋市住宅都市局都市整備部臨海開発推進室
〒460-8508 名古屋市中区三の丸三丁目1番1号
電 話 052-972-3974 (ダイヤルイン)
メールアドレス a3974@jutakutoshi.city.nagoya.lg.jp
ホームページ <http://www.city.nagoya.jp>

(2) 公社の担当窓口

公益財団法人名古屋まちづくり公社総務部経営企画室（金城ふ頭担当）
〒460-0002 名古屋市中区丸の内二丁目1番36号

電 話 052-222-3103 (ダイヤルイン)
メールアドレス kinjo@nup.or.jp
公社ホームページ <http://www.nup.or.jp>